

平成26年

おおさかの労働組合

大阪府総合労働事務所

凡 例

1 この資料は、平成26年6月30日現在で、大阪府内に所在する労働組合について調査作成した。

2 調査事項の定義

(1) 労働組合

この調査の対象となる労働組合とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを 主たる目的として組織する団体又はその連合団体であって、自らの規約を有し、これにしたがって独自の意思決定をなし、かつ、 これを執行する機関及び独自の会計を有し、労働者の団体として独自の活動を行える体制が備わっているものをいう。

なお、労働組合間の連絡や相互援助等を目的とするにとどまる常設的協議機関(この調査では協議体組織という)には、上記に該当しないものも多くあるが、この調査では特に調査対象とした。

また、事業の休廃止により、組合員が解雇された場合及び会社が倒産して破産管財人の管理下又は更正管理人の管理下におかれた場合で、実質的に失業者団体となった組合又は人事異動などにより1人組合になった場合でも組合維持のための努力が続けられており、脱退組合員の復帰等の可能性がある状態と思われる組合も前記の各要件に該当すれば労働組合とした。

(2) 労働組合の種類

① 単位組織組合

規約上当該組織の構成員が個人加盟の形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行いうる下部組織のない組合をいう。

② 単一組織組合

規約上当該組織の構成員が個人加盟の形式をとり、かつ、その内部に単位組織組合に準じた機能を持つ組織(支部、分会等)がある組合をいう。(組織体制は下記(7)~(ウ)のとおり)

(7) 本 部:最上部の組合

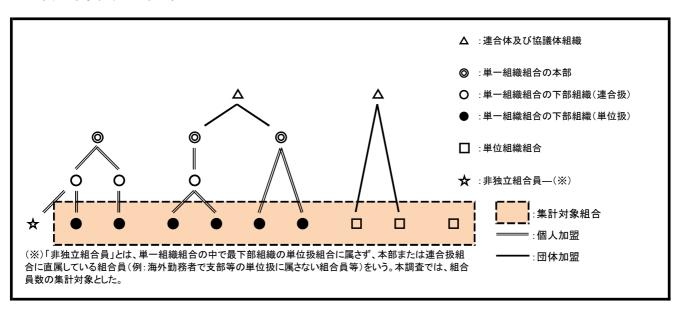
(イ) 連合扱組合:本部と単位扱組合の中間組織

(ウ) 単位扱組合:独自の活動を行いうる体制を備えている最下部組織

③ 連合体及び協議体組織

同一の企業、産業、地域等の範囲内の複数の単位組織組合、単一組織組合等を構成員とする組織であり、構成員が当該組織に 団体加盟の形式をとっているものをいう。なお、このうち、その機関の決定が加盟組合を拘束しうるようなものを「連合体組織」 といい、加盟組合の連絡、相互援助等を目的とするにとどめるものを「協議体組織」という。

3 本書の統計表は「①単位組織組合」と単一組織組合の最下部組織である「(ウ)単位扱組合」とをそれ ぞれ1組合として集計したものである。これを図に示すと下記のとおりであり、点線で囲んだ部分 が集計対象組合である。



目 次

Ι	調査結果の概要	
	1. 労働組合数及び組合員数の推移・・・・・・・・・・・ 3	
	2. 労働組合推定組織率等の推移・・・・・・・・・・・・・ 4	
	3. 産業分類別の状況・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
	4. 企業規模別の状況・・・・・・・・・・・・ 7	
	5. 上部団体別の状況・・・・・・・・・・・・ 7	
	6. 適用法規別の状況・・・・・・・・・・・・・・ 8	
	7. 組合員規模別の状況・・・・・・・・・・・・・・ 8	
	8. 行政区別の状況・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
	9. パートタイム労働者の組織状況・・・・・・・・・・・10	
	統計表	
	第1表 産業分類別、上部団体別、男女別、組合数・組合員数・・・・13	,
	第2表 産業分類別、適用法規別、男女別、組合数・組合員数・・・・16	,
	第3表 産業分類別、組合員規模別、男女別、組合数・組合員数・・・19	١
	第4表 上部団体別、適用法規別、男女別、組合数・組合員数・・・・22	,
	第5表 上部団体別、企業規模別、男女別、組合数・組合員数・・・・23	,
	第6表 上部団体別、組合員規模別、男女別、組合数・組合員数・・・25	,
	第7表 行政区別、上部団体別、男女別、組合数・組合員数・・・・・26	,

行政区別、企業規模別、男女別、組合数・組合員数・・・・・29

行政区別、適用法規別、男女別、組合数・組合員数・・・・・33

第8表

第9表